

令和5年8月1日

各 位

公正取引委員会事務総局
中部事務所 経済取引指導官

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」等についての説明会の開催について

平素は公正取引委員会の業務につきまして、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

我が国は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度や2050年度の温室効果ガスの削減目標を明らかにしました。これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」を実現する必要があります。

今般、公正取引委員会は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する新たな技術等のイノベーションを妨げる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」といいます。）を策定しました（概要は別紙参照）。

こうした中、事業者の皆様がグリーンガイドラインの考え方等の知識を習得し、どのような取引が独占禁止法等の問題となり得るのかについてあらかじめ把握しておくことは、事業を行うに当たって重要になると考えております。

このような観点から、中部事務所では、事業者の皆様を対象としたグリーンガイドライン等についての説明会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、参加を希望される場合には、下記「申し込みに当たっての注意事項等」を御覧いただき、令和5年9月8日（金）までにお申し込みください。

記

- 1 開催日時 令和5年9月13日（水） 14:00～15:30
- 2 開催方法 Web会議システム（オンライン）による生配信
- 3 講習内容
 - ・独占禁止法の概要について（14:00～14:35）
 - ・「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」について（14:35～15:20）
 - ・質疑応答（15:20～15:30）

申し込みにあたっての注意事項等

1 申込方法及び申込締切日

案内ページに掲載の申し込みフォームへのリンクからお申し込みください。

申込締切日：令和5年9月8日（金）

※ 本説明会への申し込みは先着 500 名、1 事業者からの申し込みは3名までとします。

なお、パソコンの画面を投影する等により1名分の接続（パソコン1台）を用いて複数名で受講される場合には、接続される代表者名のみを申し込みフォームに記入してください。

※ 申し込みが多数の場合は同内容の説明会を改めて開催する場合がございます。

2 注意事項

- ・ 本説明会の参加費用・資料代は無料です。
- ・ 本説明会は、先着 500 名で申し込みを締め切ります。
- ・ 本説明会で使用するWeb会議システムは、「Cisco Webex Meetings」です。
- ・ 本説明会の参加に必要なパソコン、通信環境、費用等は、参加者において御準備・御負担をお願いします。
- ・ 本説明会の録音・録画はお断りします。
- ・ 入手した個人情報は、本説明会業務以外の目的には使用いたしません。

3 本説明会で使用する資料について

- ・ 本説明会で使用する資料は、令和5年9月11日（月）に申込時に記載されたメールアドレス宛てに送信しますので、申込担当者におかれましては、説明会資料を参加者に配布してください。

4 接続テストについて

- ・ 本説明会の開催に先立ち、令和5年9月12日（火）に接続テストを実施します。
- ・ Web会議システムへ接続するためのURL及びパスワードなどについては、令和5年9月11日（月）に上記3の説明会資料とともに、申込時に記載されたメールアドレス宛てに送信しますので、代表者の方は参加者に共有してください。

5 説明会当日について

- ・ 本説明会は、令和5年9月13日（水）14:00から開始いたします。
- ・ 本説明会へは、上記4でお送りする接続テスト時のURL及びパスワードで接続することができますので、当該URL等を利用して接続してください。
- ・ 接続できない場合や不明な点がある場合、下記の連絡先まで御連絡ください。

【連絡先】

公正取引委員会事務総局 中部事務所 経済取引指導官（担当者：勝上^{かつうえ}、山中^{やまなか}）

T E L: 0 5 2 (9 6 1) 9 4 2 2

E-mail: chubu_keizai02329-●-jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のためにアドレスの「@」を「-●-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方

新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定することとした

基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものもある

一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、**独占禁止法上問題となる**

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題

また、事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明

本考え方の構成

- 第1 共同の取組
- 第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為
- 第3 優越的地位の濫用行為
- 第4 企業結合
- 第5 公正取引委員会への相談について

今後の対応

今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に本考え方の見直しを行っていく
また、本考え方に照らしながら積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく